



令和3年度

西都市市民提案型
まちづくり事業補助金
利用の手引き

西都市市民課市民協働推進係



目 次

I	市民提案型まちづくり事業補助金の趣旨	…	1
II	補助の区分と補助対象	…	2
	1. 補助の区分と補助率等		
	2. 補助対象額		
	3. 補助申請ができる団体		
	4. 補助金の交付対象となる事業		
III	申請手続	…	5
	1. 申請方法		
	2. 申請期間		
	3. 申請に当たって		
IV	補助対象事業の審査	…	7
	1. 予備審査		
	2. 本審査		
	市民提案型まちづくり事業補助金審査の流れ		
V	補助金の交付	…	13
	1. 補助金の決定		
	2. 補助金の交付		
	3. 結果の公表		
	4. 本補助金の広報		
VI	実績報告及び補助金額の確定	…	14
	1. 実績報告		
	2. 補助金額の確定等		
	3. 補助金の返還		
	4. 実績の公表		
VII	その他	…	16
	1. 事業計画等の変更		
	2. 代表者等の変更		
	3. 関係書類の整理等		
	4. 補助金に関わる会計等		
	Q & A	…	17
	市民提案型まちづくり事業補助金交付事業の流れ		

I 市民提案型まちづくり事業補助金の趣旨

現在、社会情勢の変化から生み出される様々な課題に対し、自主的な活動で応えていこうとしている市民の方々がおられます。

こうした市民活動団体等は、西都市にとって大切な財産であり、その活動に大きな期待を寄せているところであります。

そこで、西都市は「市民協働のまちづくり」の考えのもと、市民活動団体等を新たな公共の担い手として位置付け、市民活動団体等が自主的・自発的に企画して本市のまちづくりのために行う事業に対し、経費の一部を補助し支援を行うことで活動の活性化を図り、市民の力が存分に発揮される協働型社会を築いていくことを目指しています。

II 補助の区分と補助対象

1. 補助の区分と補助率等

区分	内容	補助率等
初期活動 サポートコース	市民活動団体等が公益的な活動を開始するため、または、設立5年以内の市民活動団体等がその団体等の運営を軌道に乗せるために行う事業に対し補助を行います。	補助対象額の90%以内 30万円(2回目は27万円、3回目は24万円)以下
西都づくり サポートコース	市民活動団体等が企画して、西都市のまちづくり(地域の課題解決、イベントを含む。)のために行う事業に対し補助を行います。	補助対象額の80%以内 50万円(2回目は45万円、3回目は40万円)以下

区分については、申請の際に、内容に応じて申請団体に選んでいただきます。同一団体における同一内容の事業に対する補助金の交付は、各区分を通じて3回までです。

2. 補助対象額

補助対象額は、次の経費の合計額となります。

経費の種類	内 容
人件費	事業実施のために支払われた賃金。ただし、団体構成員及び団体より常時雇用されている者に支払われたものを除く。
報償費	事業実施に必要な講師、専門家等への報償、謝礼等
旅費	講師、専門家、参加者等の不可欠と認められる旅費
需用費	ちらし、ポスター、報告書等の作成費及び印刷費並びに材料、消耗品、被服類等の購入費等
役務費	運搬に係る経費、行事保険料等
使用料及び賃借料	会場使用料、機器類の賃借料等
備品購入費	事業実施のため不可欠と認められる備品購入費用。 ただし、初期活動サポートコースは補助対象額の50%以内、西都づくりサポートコースについては5万円以内

次の経費等は事業に要する経費として認めますが、補助の対象になりません。

- i 食糧費（専門家、講師又は無償ボランティアへの弁当代及び茶代に限る。）
- ii 委託料（団体の会員で実施できない業務の外部委託費用等）
- iii 家賃（敷金及び礼金等を含む。）

また、次の経費等は事業に要する経費としては認められません。

- I 食糧費（専門家、講師又は無償ボランティアへの弁当代及び茶代は除く。）
- II 商品券等の金券の購入代金
- III 記念品購入等の経費（参加賞を含む。）
- IV 不動産の取得、造成、補償に係る経費
- V 団体の経常的な運営に係る経費
（経常的な事務局経費など。ただし、初期活動サポートコースについては除く。）
- VI 領収書等により実施団体が支払ったことが明確に確認できない経費
- VII その他事業実施に直接関わらない経費、社会通念上適切と認められない経費

3. 補助申請ができる団体

補助金交付申請ができる市民団体等（自治公民館を除く。）は、次の条件をすべて満たす団体です。

- ① 公益的な活動を行い、又は行おうとしている団体
- ② 構成員数が5人以上で、市内に在住、在勤又は在学する者を主たる構成員としている団体
- ③ 主たる活動の場が市内にある団体

ただし、次に掲げる団体は申請することができません。

- i 営利を目的とする団体
- ii 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主な目的とする団体
- iii 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主な目的とする団体
- iv 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体
- v 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団若しくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員又はその構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）の統制下にある団体
- vi 上記の条件ほか、設立趣旨、活動内容等から補助の対象として不相当と認められる団体

4. 補助金の交付対象となる事業

補助金の交付対象となる事業は、前述の補助申請ができる団体が行う事業で、次の条件をすべて満たす事業です。

- ① 特定非営利活動促進法（NPO法）に掲げる次の活動に伴う事業であること。

- | |
|--------------------------------------|
| 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 |
| 2 社会教育の推進を図る活動 |
| 3 まちづくりの推進を図る活動 |
| 4 観光の振興を図る活動 |
| 5 農産漁村又は中山間地域の振興を図る活動 |
| 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 |
| 7 環境の保全を図る活動 |
| 8 災害救援活動 |
| 9 地域安全活動 |
| 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 |
| 11 国際協力の活動 |
| 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 |
| 13 こどもの健全育成を図る活動 |
| 14 情報化社会の発展を図る活動 |
| 15 科学技術の振興を図る活動 |
| 16 経済活動の活性化を図る活動 |
| 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 |
| 18 消費者の保護を図る活動 |
| 19 上記の活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言の活動 |
| 20 上記の活動に準じる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動 |

- ② 公益性を有すると認められること。
- ③ 市内で実施されること。ただし、市民を対象にする事業であれば市外での開催も可とします。
- ④ 同一事業について、市の財源による他の補助金等を受けていないこと。
- ⑤ 原則として、年度内に事業が完了すること。

ただし、次に掲げる事業は補助金の交付対象となりません。

- i 営利を目的とする事業
- ii 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主な目的とする事業
- iii 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主な目的とする事業
- iv 特定の公職の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

Ⅲ 申請手続

1. 申請方法

市民提案型まちづくり事業補助金を申請する団体は、締切日までに、次の書類を提出してください。提出の際は、提出書類の確認をしますので、書類は受付窓口へ直接ご持参ください。郵送及び申請団体の関係者以外の方が持参された場合は受け付けできません。

(1)受付窓口

西都市役所 市民課市民協働推進係（生きがい交流広場内）

電話 直通 43-1204

(2)提出書類

- ① 市民提案型まちづくり事業補助金交付申請書（要綱様式第1号）
- ② 実施団体概要（要綱様式第2号）
- ③ 事業企画書（要綱様式第3号）
- ④ 事業収支計画書（要綱様式第4号）
- ⑤ その他、様式に明記され必ず必要なものとして、次のものがあります。
 - i 申請団体の会員名簿
 - ii 申請団体の直近年度の収支（決算）報告書
（新規団体の場合で決算報告がなされていない場合は、収支予定（予算）の内容のわかるもの）
 - iii 申請団体の規約・会則
 - iv 申請事業の実施スケジュール

なお、申請団体が作成したプレゼンテーションに使用する資料などを添付する事もできます。

応募手続等についての説明を希望される場合は、お問い合わせください。

2. 申請期間

令和3年4月1日（木） ～ 11月30日（火）

※ 土・日・祭日は閉庁です。なお、上記期間については、補助金の交付状況により変更する場合があります。

3. 申請に当たって

この市民提案型まちづくり事業補助金は、申請後、審査を行った上で補助金の交付の可否が決定されるため、申請された事業すべてに申請内容どおりの補助金が交付されるわけではありません。

申請に当たっては、補助金の交付がされなかった場合でも、支障のない事業計画、収支計画を立てていただきますようお願いいたします。

IV 補助対象事業の審査

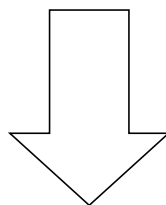
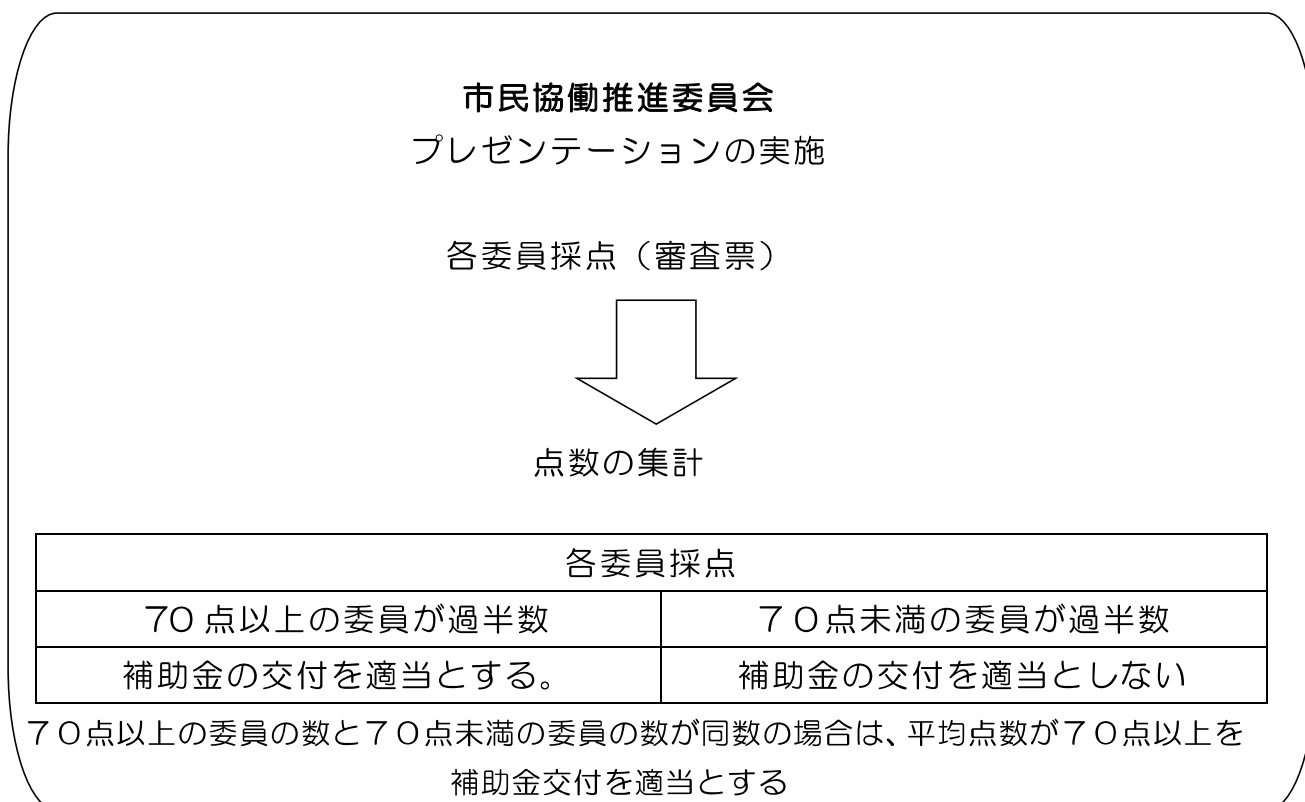
1. 予備審査

西都市市民課市民協働推進係において審査します。

書類等の不備がないかの形式審査（書類審査）となります。

2. 本審査

予備審査から 10 日後以降に行われる市民協働推進委員会において審査します。審査から補助金の交付決定までの流れは次のとおりです。



結果を市長に報告

審査結果に基づき補助金交付の可否及び交付額を決定

(1)プレゼンテーションの実施

申請団体によるプレゼンテーションを行います。プレゼンテーションの時間は、1事業につき、委員による質問の時間を併せ20分以内とします。

プレゼンテーションの日時、場所については、別途申請団体に通知します。なお、団体の都合による時間等の変更は、特別な場合を除き、対応いたしません。

無断でプレゼンテーションを欠席した場合は、申請を取り下げたものとみなします。

必要な機材等については、可能な限り市民協働推進課で準備いたしますが、場合によっては、発表者に準備していただく場合もあります。

(2)審査票による採点

各委員はコース毎に設けられた審査票により採点を行います。審査票は各項目5段階評価で採点し、各項目には重要度に応じて倍数が設けてあり、採点に倍数をかけた後の点数を集計いたします。

満点は100点となり、下記のとおり判断します。

① 70点以上の委員が過半数の場合

申請どおりの補助金の交付を適当とします。

② 70点未満の委員が過半数の場合

補助金の交付を適当でないとします。

③ 70点以上と70点未満の委員が同数の場合

最高採点者と最低採点者の各1名を除き集計後、平均点数が70点以上の場合は申請どおりの補助金の交付を適当とし、平均点が70点未満の場合は補助金の交付を適当でないとします。

各コースにおける審査票は次のとおりとなっています。

市民提案型まちづくり事業補助金審査票
 (1)初期活動サポートコース

申請事業名		申請団体名	
【事業内容審査】 5段階評価により記入		委員氏名	

5…非常に高く評価できる 4…高く評価できる 3…評価できる 2…あまり評価できない
 1…評価できない

項 目	採点	倍率	点数
① 市民が関心を持ち、共感できる事業であるか。		2	
② 公益に寄与する活性化につながると認められる事業であるか。		2	
③ 西都市のイメージアップに貢献できる事業であるか。		2	
④ 社会的課題・地域課題などを考慮した事業であるか。		2	
⑤ 今後も継続して活動を行っていくことのできる団体と認められるか。		2	
⑥ 今後、補助金に頼らない方向へ進めるのか。		1	
⑦ 事業に計画性実現性が認められるか。		2	
計 A			

【プレゼンテーション審査】

項 目	採点	倍率	点数
① 表現力があり、事業を十分にアピールすることができたか。		2	
② 質問に的確に回答でき、事業を熟知していたか。		2	
③ 事業に対する情熱を感じる事ができたか。		3	
計 B			

合計 A+B	
--------	--

【意見】

1. プレゼンを通して感じた事業内容及び発表上の良かった点、問題点。

<p>(1)良かった点。</p> <p>(2)問題点。</p>
--

2. 合計 A+B が 70 点未満の場合、具体的にどのような修正を加えればより採択に近づけるか。

<p>(1)修正すべき点と修正方法。</p> <p>(2)条件付き採択となる場合、申請額の何%なら交付しても良いか。 ※適切と考える割合に○をつけ、その理由を記載してください。</p> <p>① 75% ② 50% ③ 25% ④ 0%</p> <p>理由</p>
--

市民提案型まちづくり事業補助金審査票
(2)西都づくりサポートコース

申請事業名		申請団体名	
【事業内容審査】 5段階評価により記入		委員氏名	

5…非常に高く評価できる 4…高く評価できる 3…評価できる 2…あまり評価できない 1…評価できない

項 目	採点	倍率	点数
① 多くの市民が関心を持ち、賛同できる事業であるか。		1.5	
② 西都市の公益に寄与するまたは活性化につながると認められる事業であるか。		2	
③ 西都市のイメージアップまたは情報発信に発展する可能性を持った事業であるか。		2	
④ 西都市の特色を活かした事業である。		1	
⑤ 市民団体が取り組む方が効果の上がる事業であるか。または、市民団体の取り組みにより換えることができる事業であるか。		1	
⑥ 社会的課題・地域課題などを考慮した事業であるか。		1	
⑦ 先駆性・独創性が感じられる事業であるか。また、常に新しいものを取り入れる努力が認められる事業であるか。		1.5	
⑧ 西都市の施策の推進に効果が認められる事業であるか。		1.5	
⑨ 企画力、組織力など事業を運営するうえで必要な能力を持った団体と認められるか。		1.5	
⑩ 補助金のみならず、自己の資金確保を行うなど、自立しようとする意志が見受けられるか。		2	
⑪ 事業に計画性・実現性が認められるか。		1	
⑫ 事業経費について、整合性・妥当性が認められるか。		1	
計 A			

【プレゼンテーション審査】

項 目	採点	倍率	点数
① 表現力があり、事業を十分にアピールすることができたか。		1	
② 質問に的確に回答でき、事業を熟知していたか。		1	
③ 事業に対する情熱を感じる事ができたか。		1	
計 B			

合計 A+B	
--------	--

【意見】

1. プレゼンを通して感じた事業内容及び発表上の良かった点・問題点。

(1)良かった点。

(2)問題点。

2. 合計 A+B が 70 点未満の場合、具体的にどのような修正を加えればより採択に近づけるか。

(1)修正すべき点と修正方法。

(2)条件付き採択となる場合、申請額の何%なら交付しても良いか。
 ※適切と考える割合に○をつけ、その理由を記載してください。

① 75% ② 50% ③ 25% ④ 0%

理由

V 補助金の交付

1. 補助金の決定

市長は、市民協働推進委員会からの報告に基づき補助金の交付の可否及び交付額を決定し、申請団体にその結果を通知します。

ただし、特別な理由が生じたときは、本審査で判断された内容と異なる決定をする場合があります。

2. 補助金の交付

補助金の交付決定を受けた場合には、その事業の完了前に補助金を交付（概算払い）します。

補助金の交付決定を受けた事業の実施団体は、「市民提案型まちづくり事業補助金交付請求書」（以下「請求書」という。）を提出していただきます。請求書は、補助金交付決定通知と共に送付します。

提出された請求書の内容を確認し、誤り等がないと認められると、指定の口座へ補助金が振り込まれ（交付され）ます。請求書を受け付けてから交付まで約2週間程度かかります。

3. 結果の公表

補助金の交付の決定を受けた事業の内容等について、市ホームページ（<http://www.city.saito.lg.jp/>）で公表します。

4. 本補助金の広報

補助金が交付された事業の実施団体は、その事業において実施するイベント、購入する備品、発行する印刷物に「西都市市民提案型まちづくり事業補助金」の補助を受けている旨を表示し、本補助金のPRに努めてください。

Ⅵ 実績報告及び補助金額の確定

1. 実績報告

補助金が交付された事業の実施団体は、補助事業が完了した日から、30日以内又は来年4月19日（火）のいずれか早い日までに、次の書類により実績報告をしなければなりません。報告書類様式は、補助金交付決定通知と共に事前に送付します。

- ① 補助事業実績報告書（規則第3号様式）
- ② 事業実績書（要綱様式第5号）
- ③ 収支決算書（要綱様式第6号）
- ④ 様式に明記され必ず必要なもの
 - i 事業実施が確認できる写真等
 - ii すべての支出が確認できる書類（領収書の写し等）

なお、事業に関するパンフレット等の印刷物についても、可能な限り添付をお願いします。

2. 補助金額の確定等

市長は、実績報告の内容を審査し、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していることや、その内容が正しいかなどを確認し、補助金の額を確定します。

なお、事業を行った結果、申請時の収支計画よりも経費がかかった場合においても、補助金額は、当初の補助金決定額が上限となります。

3. 補助金の返還

実績報告の結果、次に該当した場合には、補助金の全部若しくは一部を、速やかに返還しなければなりません。

- ① 虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けた場合
- ② 事業に伴う収入が事業に要する経費を上回った場合
- ③ 補助対象経費が申請時の見込みより少なかった場合
- ④ 事業内容が大きく変更された場合
- ⑤ 事業が実施されなかった場合
- ⑥ 補助金の交付決定の際に付した条件に反していると判断された場合

4. 実績の公表

実績報告に基づく内容は、市の広報やホームページにより市民に公表するほか、補助金が交付された事業の実施団体は、市が実施する実績報告会において、発表していただく事になります。

Ⅶ その他

1. 事業計画等の変更

事業企画書、収支計画書などに変更（軽微なものを除きます。）が生じたときや補助事業を中止・廃止するときは、市に報告する必要があります。この場合、必要な範囲において市から指示を行うことがあります。

2. 代表者等の変更

申込み後、代表者や事務所の所在地に変更があった場合には、変更の届け出をしてください。

3. 関係書類の整理等

補助事業に係る収入・支出を明らかにした帳簿やその証拠書類（領収書等）は整理し、いつでも見られるようにしておいてください。また、その帳簿・証拠書類は、補助金の交付に係る会計年度終了後5年間保管しておいてください。

4. 補助金に関わる会計等

市民提案型まちづくり事業補助金に応募し、承認された事業の補助対象経費以外には、補助金を充てることができません。

承認された事業だけの会計帳簿（予算・決算書）を整備してください。

Q & A

1 補助の区分と補助率について

- Q 1 同一団体の同一内容の事業に対する補助金の交付について、各区分を通じて3回までとなっていますが、1回の交付決定により、3回分の補助が約束されるのですか？
- Q 2 同一団体の同一内容の事業に対する補助金の交付について、2回目、3回目の補助金の額が減額されていますが、前回の補助金の額に関係なく2回目、3回目は補助金の額は限度額まで申請できるのですか？
- Q 3 補助金の額が2回目、3回目で減額されているのはなぜですか？

2 補助対象経費

- Q 4 不可欠と認められる旅費は、補助の対象とされていますが、具体的には、どのような旅費が補助対象となりますか？
- Q 5 備品購入費の対象となる備品とはどのようなものですか？
- Q 6 事業に要する経費として認められない経費が必要な場合は申請できないのですか？

3 補助対象団体及び事業

- Q 7 対象となる団体や事業の条件に、公益的な活動、公益性を有するとありますが、ここでいう公益とはどんなものですか？
- Q 8 補助申請ができる団体について、市内に在住、在勤又は在学する者を主たる構成員とする団体、主たる活動の場が市内にある団体としていますが、構成員のほとんどが西都市外である団体が西都市内で活動を行う場合、補助が受けられますか？
- Q 9 補助の対象とならない団体、事業に営利を目的とするとありますが、何を指しているのですか？
- Q 10 団体の自己資金がなくても補助は受けられますか？
- Q 11 市の財源による他の補助金を受けていない事とありますが、市から何らかの補助金を受けている団体は対象とならないのですか？

- Q 12 申請事業において、民間の団体や個人などから補助を受けている場合は、補助の

対象となりますか？

Q13 同じ年度内に、同一団体が複数の申請を行う事はできますか？

4 申請手続

Q14 できて間もない団体が申請するときも、規約は必要ですか。

Q15 申請期間を変更する場合とは、どういう場合ですか？

5 審査

Q16 審査を行う西都市市民協働推進委員会とは、どの様なものですか？

Q17 プレゼンテーションの方法には、一定のきまりがあるのですか？

Q18 審査により補助金の交付が認められなかった事業について、事業内容を修正し、再度申請する事はできますか？

6 補助金の交付

Q19 補助金の交付を受ける際には、口座振込の方法しかとれないのですか？

Q20 結果の公表は、どの様になされますか？

7 実績報告等

Q21 実績報告会ではどの様な発表、報告を行えばよろしいですか？

Q22 実績報告会には必ず出席しなければならないのですか？

1 補助の区分と補助率について

Q1 同一団体の同一内容の事業に対する補助金の交付について、各区分を通じて3回までとなっていますが、1回の交付決定により、3回分の補助が約束されるのですか？

A1 いいえ。

毎回申請していただき、市民協働推進委員会での審査を受けていただく事になります。したがって、前回は交付決定を受けた事業であっても、補助金の交付が受けられない場合もあり得ます。

Q2 同一団体の同一内容の事業に対する補助金の交付について、2回目、3回目の補助金の額が減額されていますが、前回の補助金の額に関係なく2回目、3回目は補助金の額は限度額まで申請できるのですか？

A2 申請できます。

前回補助を受けた団体が、他の区分による補助を申請した場合には、この規定を適用しないとしています。

Q3 補助金の額が2回目、3回目で減額されているのはなぜですか？

A3 市民活動には、自主性はもちろんですが、自立性も求められていると考えます。そして、事業における自己資金の確保は、継続的な活動を続けていくために不可欠です。

このようなことから、市民提案型まちづくり事業補助金においては、段階的に補助金額を減額する事により、資金確保に対する自己努力を行っていただくことで、自立した運営体制を目指していただきたいと考えています。

2 補助対象経費

Q4 不可欠と認められる旅費は、補助の対象とされていますが、具体的には、どのような旅費が補助対象となりますか？

A 4 この規定による旅費の内容は次のとおりです。

- ① 事業を行う場所までの交通費、宿泊費
- ② 研修、会議等に参加するための交通費、宿泊費

いずれも、申請事業を行う上で不可欠と認められ、実費弁償として支払われるものが対象です。

なお、宿泊費については、西都市旅費支給規則に基づき、上限を定めていますので事前にご確認ください。

Q 5 備品購入費の対象となる備品とはどのようなものですか？

A 5 備品購入費の対象となる備品は、概ね5年以上、形を変えることなく使用することができる1品1万円以上の物をいいます。

Q 6 事業に要する経費として認められない経費が必要な場合は申請できないのですか？

A 6 補助事業として申請することはできません。

公益的な事業に対する補助金ですので、飲食費や参加者に対する景品など公益性を欠く経費は事業の経費として認められません。

しかし、補助事業と区分して申請団体の自己資金において負担されるのは構いません。

3 補助対象団体及び事業

Q 7 対象となる団体や事業の条件に、公益的な活動、公益性を有するとありますが、ここでいう公益とはどんなものですか？

A 7 辞書においては、「社会一般の利益。公共の利益。」とあり、ここで用いる場合も同様の意味です。

したがって、団体の構成員など一部の利益のみを目的とした団体や事業は申請の対象となりません。

Q 8 補助申請ができる団体について、市内に在住、在勤又は在学する者を主たる構成員とする団体、主たる活動の場が市内にある団体としていますが、構成員のほとんどが西都市外である団体が西都市内で活動を行う場合、補助が受けられますか？

A 8 市内に在住、在勤又は在学する方がそうでない方より多ければ良いのですが、構成員のほとんどが西都市外の方であるということであれば、申請の対象となりません。

また、主たる活動の場が市内にあるということについては、団体の所在地が西都市内であれば問題ありませんが、そうでない場合は、主たる活動の場が市内にあるということが、客観的に証明できる資料が必要です。

Q 9 補助の対象とならない団体、事業に営利を目的とするとありますが、何を指しているのですか？

A 9 会社などの様に、事業によって生まれた利益を出資者や従業員等に分配することです。

Q 1 0 団体の自己資金がなくても補助は受けられますか？

A 1 0 いいえ。

団体を設立する場合や設立して5年以内の団体であれば、補助率90%の初期サポートコースが活用できますので、10%の自己負担が必要になります。

ただし、自己負担分を参加料や物品の売り上げなど事業に係る収入で補うことができますが、予定した収入が不足した場合には、10%の自己負担が必要となります。また、事業に伴う収入が事業に要する経費を上回った場合には、補助金の全部又は一部を返還してもらいます。

Q 1 1 市の財源による他の補助金を受けていない事とありますが、市から何らかの補助金を受けている団体は対象とならないのですか？

A 1 1 市から受けている補助金が、申請事業に全く関係がないと証明されれば、申請できます。

Q 1 2 申請事業において、民間の団体や個人などから補助を受けている場合は、補助の対象となりますか？

A 1 2 市からの財源によるものでなければ、申請できます。

Q 1 3 同じ年度内に、同一団体が複数の申請を行う事はできますか？

A 1 3 同一内容の事業については、補助回数3回の範囲内であれば可能です。また、内容が異なる事業であれば、事業毎に何度でも申請を行う事はできます。

しかし、補助金交付の可否は審査を基に決定されるので、申請を行えば必ず補助が受けられるものではない事をご理解ください。

4 申請手続

Q 1 4 できて間もない団体が申請するときも、規約は必要ですか。

A 1 4 はい。

公金である補助金を、代表者や会計処理の方法などを定めていない団体に交付することはできません。また、一定のきまりを定めることは、継続的な活動を続けていくために不可欠だと考えます。

市民協働推進課では、西都市市民活動支援センターの業務として、市民活動に関する相談もしていますので、規約などの作成方法が分からない場合は、ご遠慮なくご相談ください。

Q 1 5 申請期間を変更する場合とは、どういう場合ですか？

A 1 5 市民提案型まちづくり事業補助金は、予算の範囲内で補助を行うものです。したがって、申請期間途中において、補助金交付決定額が年間予算額に達した時には、申請期間を切り上げる場合があります。

5 審査

Q16 審査を行う西都市市民協働推進委員会とは、どのようなものですか？

A16 西都市市民協働推進委員会は、西都市市民活動推進条例に基づき、市民協働に関する事項について、調査、研究、審議等を行うため設置され、公募及び各種団体から選出された市民並びに市の課長級の15名以内の委員で組織されています。

なお、補助金の審査の際に、委員の中に申請団体の構成員がいる場合には、その委員はその事業の審査に参加できない事としています。

Q17 プレゼンテーションの方法には、一定のきまりがあるのですか？

A17 プレゼンテーションの方法は、申請内容と著しく異なる事がなければ、申請団体が自由に行う事ができますし、工夫をすることにより、事業のPRを行う良い機会であると考えています。ただし、持ち時間は厳守していただきます。

また、プレゼンテーションに必要な機材等や持ち込みたい資料等がある場合は、事前にお話しいただければできるだけ対応したいと考えています。

Q18 審査により補助金の交付が認められなかった事業について、事業内容を修正し、再申請する事はできますか？

A18 はい。

ただし、一度審査したものを修正したものであっても、最初から審査をやり直すこととなりますので、必ず補助が受けられるものではない事をご理解ください。

なお、全く修正がなされないままでの再申請は受け付けません。

6 補助金の交付

Q19 補助金の交付を受ける際には、口座振込の方法しかとれないのですか？

A19 現金受取も可能ですが、事後の報告等のため、会計帳簿類を整備しなければなりませんので、その事業のみの通帳等を準備することにより、収支について適切な管理をしていただきたいと思いますと考えております。

Q20 結果の公表は、どの様になされますか？

A20 申請団体には、採点結果と審査票に記載された委員の意見を補助金交付の可否及び交付金額等と一緒に通知します。

なお、公には補助金の交付を受けた事業のみ、その実施団体と事業の概要及び補助決定額等を公表します。

7 実績報告等

Q21 実績報告会ではどのような発表、報告を行えばよろしいですか？

A21 それぞれの事業について、定められた時間内に発表、報告していただく事になります。

実績報告書の内容に基づいて、自由に発表、報告していただければ結構ですので、特別難しく考える必要はありません。

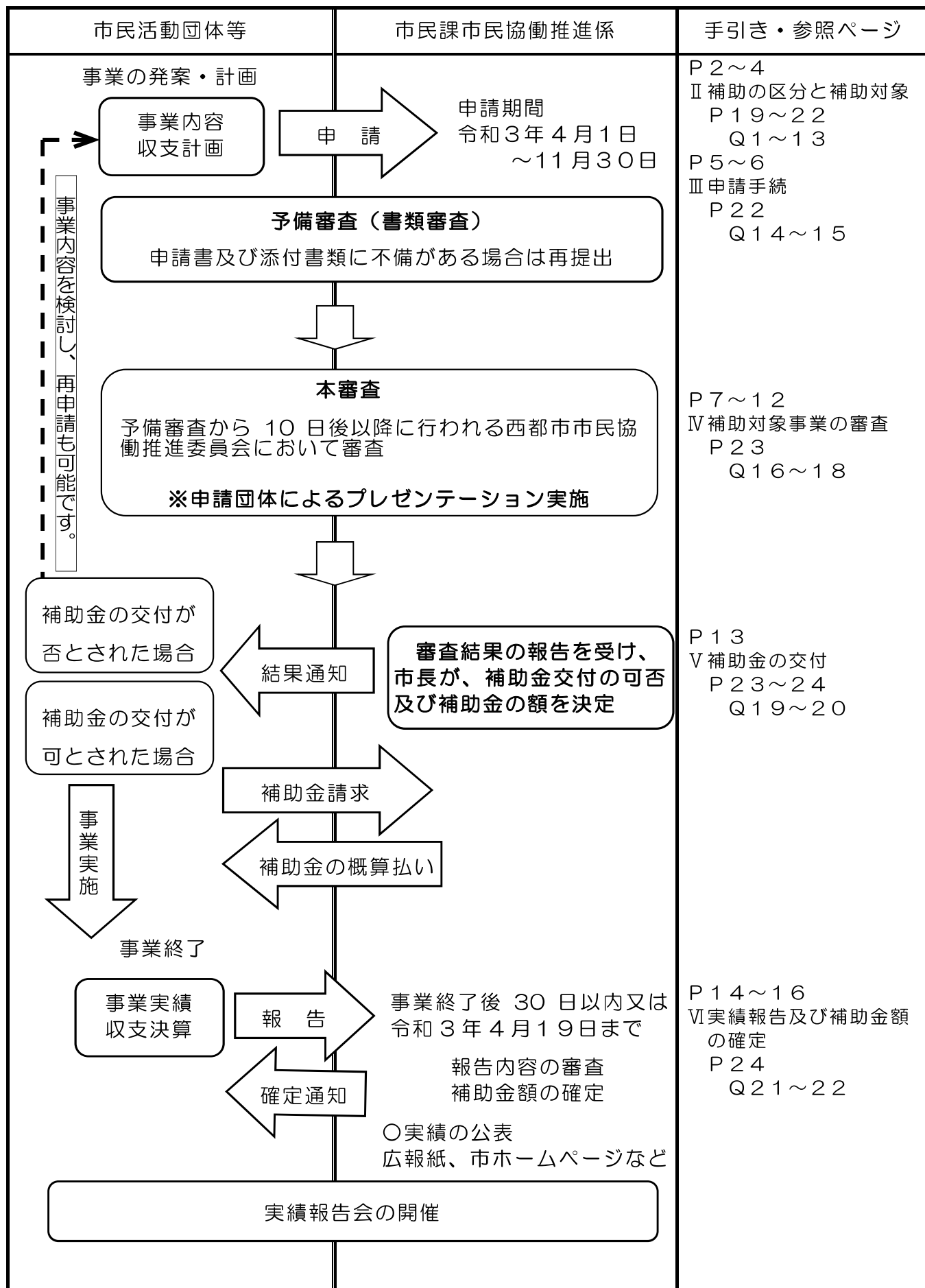
また、報告に必要な機材等や持ち込みたい資料等がある場合は、事前にお話しいただければできるだけ対応したいと考えています。

Q22 実績報告会には必ず出席しなければならないのですか？

A22 この補助金交付においては、実績報告までが一つの流れとして考えていますので、必ず出席していただく事になります。

実績報告会は、団体の活動を広く広報し、他の団体が参考にさせていただくことや、事業の見直しにより、更に良い事業を展開していくことを目的としていますので、ご理解をお願いします。

市民提案型まちづくり事業補助金交付事業の流れ



西 都 市

市民課
(西都市いきがい
交流広場内)

TEL 43-1204 (直通)